

青森県報

第二千二十七号

平成十四年五月二十九日(水曜日)

目次

告 示

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	一
狩猟免許試験の施行	二
狩猟に関する適性検査及び講習の実施	三
救急病院及び救急診療所の設置	四
改良普及員資格試験の実施	五
証紙売りさばき人の指定	五

公 告

行政文書総合管理システム構築(設計)業務に係る一般競争入札	(総務学事課) 五
毒物劇物取扱者試験の施行	(健康医療課) 六
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課) 七
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同) 八
農地保有合理化事業規程の廃止の承認	(構造政策課) 八
出先機関	
道路の位置の指定	(十和田県土整備事務所) 九

告

示

青森県告示第二百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

みちのく環境保全株式会社

2 住所

青森市岡造道一丁目三番六号

3 代表者の氏名

代表取締役 佐々木 政幸

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

青森市大字駒込字深沢一―一六番四、一―一六番六、一―一六四番一、一―一六四番二、一―一六番一、一―一八四番八

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、感染性産業廃棄物

五 申請年月日

平成十四年四月十九日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影

響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター環境管理部

青森市環境部環境政策課

2 期間

平成十四年五月二十九日から同年六月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月十三日

2 提出先

〒〇三〇・八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第二百八十四号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条第一項の規定により次のとおり平成十四年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第三条第二項の規定により公示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日、場所等

所管課名	試験の期日	試験の場所	備考
自然保護課	平成十四年 九月五日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	別許の種			試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
	狩猟種	甲種	乙種			
知識試験	丙種	乙種	甲種	1 鳥獣保護及び狩猟に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時から 午後零時十分 まで	
適性試験	丙種	乙種	甲種	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時三十分から 午前十時十分まで	
別許の種	甲種	乙種	丙種	1 銃器以外の猟具を見て当該 猟具の使用の是非を判別する こと。 2 むそう網、くくりわな、と らばさみ及びはこわなのうち 一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣 の判別を瞬時に行うこと。		午前九時

技能試験			
乙種	2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後零時十分から午後三時まで	から午前九時二十分まで
丙種	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いずに装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。		

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 鳥獣保護及狩猟二関スル法律又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになつた後三年を経過していないもの
- 3 試験当日二十歳に満たない者
- 4 精神病者、知的障害者又はてんかん病患者
- 5 麻薬、大麻、阿片又は覚せい剤の中毒者

- 6 不正な手段によつて受験し、又は受験しようとしたため受験を禁止されている者
- 四 受験の申請手続等
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十四年七月二十四日から同年八月二十三日までに狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第三項第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元
 - (二) その他の者（初心者） 五千三百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、精神病者、知的障害者、てんかん病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚せい剤の中毒者でない旨の医師の診断書 一通
- 5 その他
 - 詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七・七三四・九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百八十五号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ四第一項及び第三項の規定により次のとおり平成十四年度における狩猟に関する適性検査及び講習を実施するので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第十条第二項において準用する同令第三条第二項の規定により公示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 適性検査及び講習の期日、場所等

所管課名又は 所管農林水産 事務所名	期 日	場 所	備 考
東地方農林水 産事務所	平成十四年七 月十九日	青森市新町二丁目四の三〇 青森県庁舎北棟	
中南方農林 水産事務所	平成十四年八 月二日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカールイン黒石	
三戸地方農林 水産事務所	平成十四年八 月二日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
北地方農林水 産事務所及び 西地方農林水 産事務所	平成十四年七 月三十日	五所川原市栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地方農林 水産事務所	平成十四年八 月六日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地方農林 水産事務所	平成十四年八 月六日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	
自然保護課	平成十四年九 月十三日	青森市長島一丁目一の 青森県庁舎西棟	

二 適性検査及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
講 習	1 視 力	午前九時三十分から	午前九時から 午前九時二十 分まで
	2 聴 力	午前十一時まで	
	3 運動能力	午前十一時から午後 三時まで（ただし、 正午から午後一時ま では休憩）	
講 習	1 鳥獣保護及び狩猟に関する法令	午前十一時から午後 三時まで	午前九時二十 分まで
	2 鳥獣の判別	正午から午後一時ま では休憩	
	3 猟具の取扱い		

三 適性検査及び講習の対象者

平成十四年四月十六日から平成十五年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満

了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 精神病者、知的障害者又はてんかん病患者
- 2 麻薬、大麻、阿片又は覚せい剤の中毒者
- 四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性検査及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許更新申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判
の写真）
一枚

- 3 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、精神病者、知的障害者、てんかん病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚せい剤の中毒者でない旨の医師の診断書
一通
- 4 更新しようとする狩猟免許
- 五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七・七三四・九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	認 定 有 効 期 限	救 急 病 院、救 急 診 療 所 の 別
医療法人辰珠会 十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	平成十七年 六月十二日	救急病院、救 急診療所の別

医療法人北翔会 北畠外科胃腸科 医院	青森市堤町二丁目三の六	平成十七年 五月二十日	救急診療所
--------------------------	-------------	----------------	-------

青森県告示第百八十七号

平成十四年度改良普及員資格試験を次のとおり施行するので、青森県改良普及員資格試験に関する条例（昭和二十七年十二月青森県条例第八十九号）第五条第一項の規定により公示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の実施期日

平成十四年九月二十五日（水）及び同月二十六日（木）

二 試験の場所

青森市橋本一丁目二の二五

青森県教育会館

三 受験願書の受付期間

平成十四年六月十七日（月）から七月八日（月）まで。ただし、郵送による場合は七月八日までの消印のあるものは有効とする。

四 その他

1 受験者は、次の書類を青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及室あて提出すること（封筒に改良普及員受験願書在中と朱書きすること）。

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学校卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(四) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものを貼付すること。）

(五) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第二条第二号、第三号又は第四号に規定する職務に従事した期間を有する者は、職務従事期間証明書

(六) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第三条第一項又は第二項の規定による認定を受ける者は、認定申請書

(七) 受験手数料は、徴収しない。

2 受験票は、受験資格を有する者に直接送付する。

3 受験願書等の用紙を郵送で請求する場合は、百二十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型2号）を同封すること。

4 試験に関する問い合わせ先

青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及室（電話〇一七・七二二・一一

一一 内線三三三四）

青森県告示第百八十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和二十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

三沢市大町二丁目二の八

浄法寺 啓子

二 指定年月日

平成十四年五月二十九日

三 売りさばき場所

三沢市大町二丁目二の九

公 告

行政文書総合管理システム構築（設計）業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託

1 業務名

行政文書総合管理システム構築（設計）業務

2 仕様等

入札説明書による。

3 履行期限

平成十五年三月十日

4 納入場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部総務学事課

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約について、Aの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 国又は地方公共団体（政令指定都市以上）において、当該委託業務システムと同規模の文書事務のシステム構築実績があること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目の一

青森県総務部総務学事課文書班

電話〇一七・七三四・九〇八〇

四 入札及び開札の日時及び場所

1 日時

平成十四年六月十日（月） 午後一時三十分

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁南棟八階A会議室

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

六 最低制限価格の設定の有無

有り

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

九 その他

1 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次に掲げる証明書を平成十四年六月七日正午までに青森県総務部総務学事課長に提出しなければならない。

(一) 国又は地方公共団体（政令指定都市以上）において、当該委託業務システムと同規模の文書事務のシステム構築実績があること。

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

毒物劇物取扱者試験の施行

平成十四年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成十四年八月二十二日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十四年六月二十六日（水）から同年七月二日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月二日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇
青森市長島一丁目の一
青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、県内各健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七・七三四・九二八七）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

家具のキノシタ青森店
青森市安方二丁目一六の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社キノシタ

青森市栄町二丁目六の三一

代表取締役 木下和幸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社キノシタ

青森市栄町二丁目六の三一

代表取締役 木下和幸

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	平成 一四・五・三
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	平成 一四・五・三
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	平成 一四・五・三

五 届出年月日

平成十四年五月十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年九月二十九日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド青森店

青森市大字八ツ役字矢作一〇四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一

代表取締役 山田昇

三 青森市の意見の概要

当該店舗の立地場所は、常に交通量の多い国道一〇三号線に面しており、同国道を北側から進入する来店車両の進入経路として、右折進入を避けるために大きく迂回するルートを設置しているが、この経路は、あくまでも設置者側で設定し案内する経路であり、届出書の添付資料の交通量結果及び予測において、出店後予測交通量（右折・西入口）が極端に増加すると予測されているが、通常自動車は最短経路で目的地を目指すものであることから、大幅な店舗への迂回経路（右折・西入口）の交通量が増加するのは不自然であり、想定したルートを無視して右

折進入する車両及び右折出庫する車両が相当数予想される。

また、来店車両がこの迂回経路を利用した場合に、交差点を二回右折する必要があるが、各交差点間の距離が短く、迂回して再び同国道に進入した後店舗のC車両出入口までの間の距離も短いため繁忙期には迂回経路での渋滞発生も予想される。さらに、店舗のオープン時等には、設定した商圏範囲以外からの来店による交通量の増加が見込まれる。

したがって、迂回経路を含めた交通に係る事項を再度検討したうえで、混雑の発生が最も少なくなる経路を選択できるよう、来店者への案内・誘導の徹底策、周辺道路の渋滞対策として、次に掲げるような実効性のある措置を講じていただきたい。

- 1 新聞折込チラシにより来店者へ進入経路の周知を行うこととしているが、同時に「道路の渋滞予想」「公共交通利用による来店」についても、情報等の提供を行うこと。
- 2 店舗周辺主要交差点へは、店舗への誘導看板を設置し、また店舗駐車場の出入口の位置、出入庫の役割がわかるように看板を設置すること。
- 3 駐車場出入口へ配置する交通整理員については、駐車場への進入誘導のみではなく、繁忙時には駐車場内及び出庫等の誘導も実施し、道路路上に入庫待ち車両が停滞しないように適正に配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年五月二十九日から同年六月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

農地保有合理化事業規程の廃止の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によ

り、財団法人黒石市農業開発公社の農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年五月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）
研修等事業（法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十九日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

三沢市大字大落瀬字十占間 木二一六の五	位 置	四七・三二メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一四・ 五・二五	指定年月日
------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	-------------------	-------

青 森 県	青森市長島二丁目一番一 号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭